Ⅴ　障害等のある入学志願者の事前相談

学校教育法施行令第22条の３に定める障害等（次表参照）のある志願者又は発達障害のある志願者で、その障害等の程度に応じ、受験上及び修学上の特別な配慮を必要とする者は、事前に本学と相談してください。

なお、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合も事前相談が必要です。

区　　分	障　　害　　の　　程　　度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1　肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

1　事前相談の申請期間

原則として、各選抜区分の出願期間開始日の14日前までとします。

2　事前相談の方法（申請書類、提出方法等）

本学ホームページの「障害等のある入学志願者の事前相談について」をご覧いただき、事前相談の流れや申請書類等を必ずご確認のうえ、学生部入試課に郵送でご提出ください。

（URL）https://www.kagoshima-u.ac.jp/exam/jizensoudan.html

3　事前相談における留意事項

(1) 事前相談の内容によっては、本学での試験実施までに対応が間に合わず、特別な配慮が講じられない場合がありますので、できるだけ早い時期にご申請ください。

(2) 出願を予定している複数の選抜区分・学部について同時に事前相談を行う場合、申請内容が同一であれば、事前相談書やその他申請書類等は１部のみの提出で差し支えありません。

(3) 事前相談のための申請書類等は、出願書類等に同封せずに別途送付してください。

(4) 申請書類等受領後、内容等の確認のため、申請者へ問い合わせを行う場合があります。

4　事前相談に関する問い合わせ先及び書類送付先

〒890-8580　鹿児島市郡元一丁目21－24　鹿児島大学学生部入試課入試係

E-mail：nyushi@kuas.kagoshima-u.ac.jp　TEL：099-285-7355

（土曜日・日曜日・祝日・大学が指定する休日を除きます。）